

議案第16号

西宮市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案に関する
意見決定の件

西宮市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を制定するに当
たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき提示すべき
意見について、別紙のように決定する。

令和3年6月9日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎

(別 紙)

西宮市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案に関する
意見

西宮市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
は、異議ありません。

令和3年6月9日

西宮市教育委員会

西宮市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

西宮市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年西宮市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（服務の宣誓）

第2条 新たに職員となつた者は、宣誓書に署名し、任命権者に提出してからでなければ、その職務を行つてはならない。

様式第1から様式第4までを削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

○西宮市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

改正後	改正前	備考
<p><u>（服務の宣誓）</u></p> <p>第2条 新たに職員となつた者は、<u>宣誓書に署名し、任命権者に提出してからでなければ、その職務を行つてはならない。</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p>	<p><u>（職員の服務の宣誓）</u></p> <p>第2条 新たに職員となつた者は、<u>任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。</u></p> <p><u>〔宣誓書（一般職員）（様式第1）〕</u></p> <p><u>〔宣誓書（消防職員）（様式第2）〕</u></p> <p><u>〔宣誓書（教育公務員）（様式第3）〕</u></p> <p><u>〔宣誓書（市公営企業の職員）（様式第4）〕</u></p>	<p>条例上の文言に加えて、様式第1から様式第4までを削る。</p>